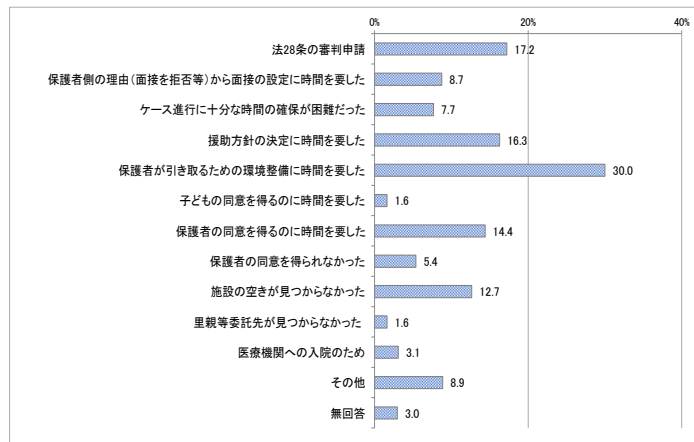


令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
「一時保護所の実態と在り方及び一時保護等の
手続の在り方に関する調査研究」
中間報告

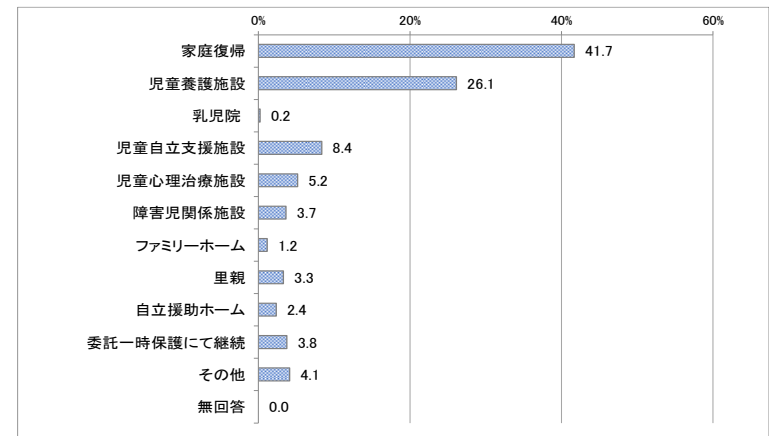
2ヶ月を超えて一時保護した子どもについて

- 令和2年度に実施している調査研究事業における児童相談所に対するアンケート調査結果によれば、
- ・ 一時保護が長期化した理由については、「保護者が引き取るための環境整備に時間を要した」が30.0%と最も高く、次いで「援助方針の決定に時間を要した」(16.3%)、「保護者の同意を得るのに時間を要した」(14.4%)、「施設の空きがみつからなかった」(12.7%)となっている。
 - ・ 一時保護所退所後の行き先については、「家庭復帰」が41.7%と最も高く、次いで「児童養護施設」が26.1%となっている。

↓ 所内一時保護が長期化（2ヶ月を超えた）した理由
（複数回答） [n = 849]



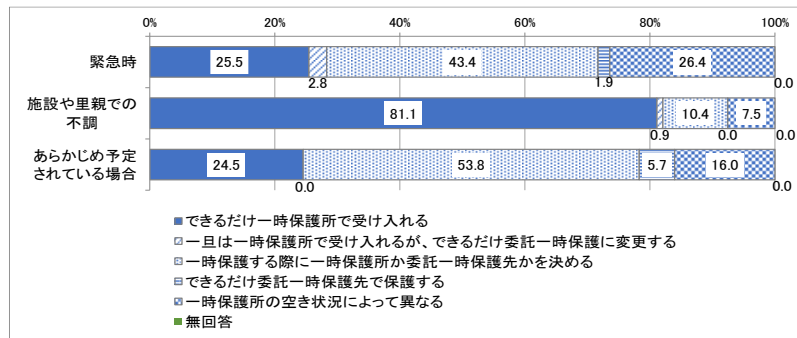
↓ 所内一時保護退所後の行き先（複数回答） [n = 849]



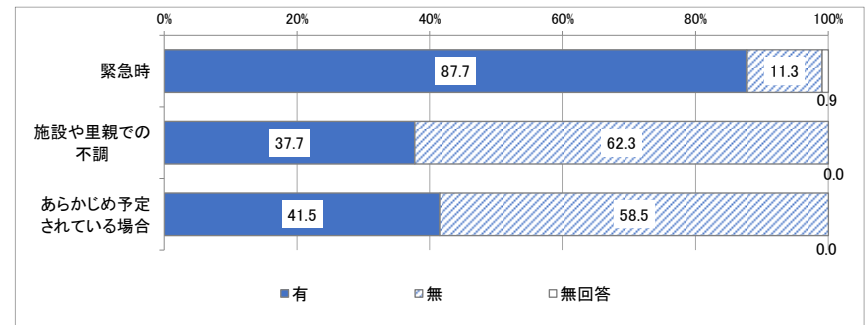
一時保護所における一時保護開始時のプロセスについて

- 令和2年度に実施している調査研究事業における児童相談所へのアンケート調査結果によれば、
- 一時保護先の決定における全体の基本的な流れや方針については、「緊急時」や「あらかじめ予定されている場合」は「一時保護する際に一時保護所か委託一時保護先かを定める」が最も高くなっている。
 - 一時保護先の決定の判断を行う際に使用しているツールの有無についてきいたところ、「緊急時」は大半が「有」(87.7%)としている。なお、ツールがあると回答した児童相談所で使用しているツールは、「緊急時」、「施設や里親での不調」、「あらかじめ予定されている場合」とも「厚生労働省の「一時保護決定のアセスメントシート」」の割合が高い。

↓一時保護先の決定における全体の基本的な流れや方針 [n = 106]



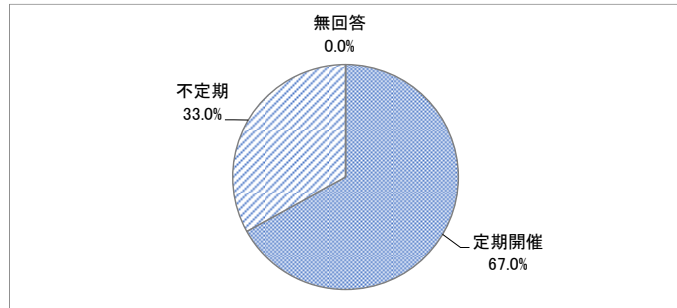
↓判断を行う際に使用しているツールの有無 [n = 106]



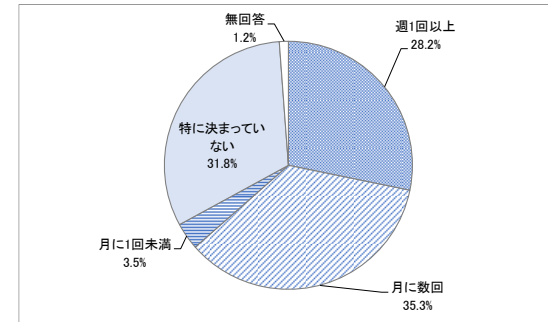
一時保護中の子どもの処遇の決定について

- 令和2年度に実施している調査研究事業における児童相談所や一時保護所へのアンケート調査結果によれば、
- ・ 一時保護中の子どもの児童相談所の援助方針会議の開催状況についてきいたところ、「定期開催」が67.0%、「不定期」が33.0%
 - ・ 他方、一時保護所での観察会議の頻度をきいたところ、「月に数回」が多い(35.3%)一方、「特に決まっていない」も同程度ある

↓一時保護中の子どもの援助方針会議の開催状況 [n = 106]



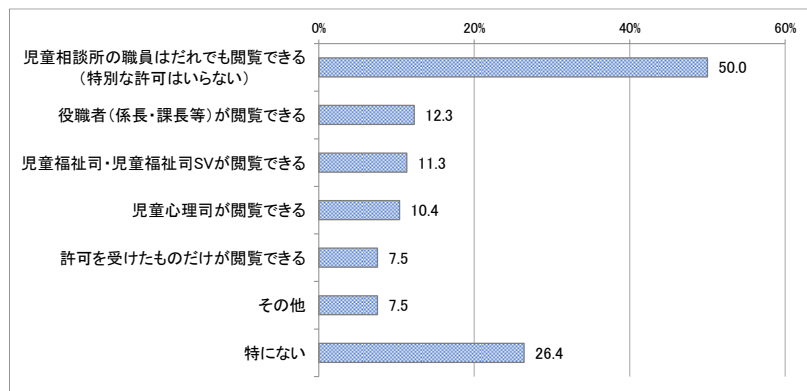
↓一時保護所の観察会議の頻度 [n = 85]



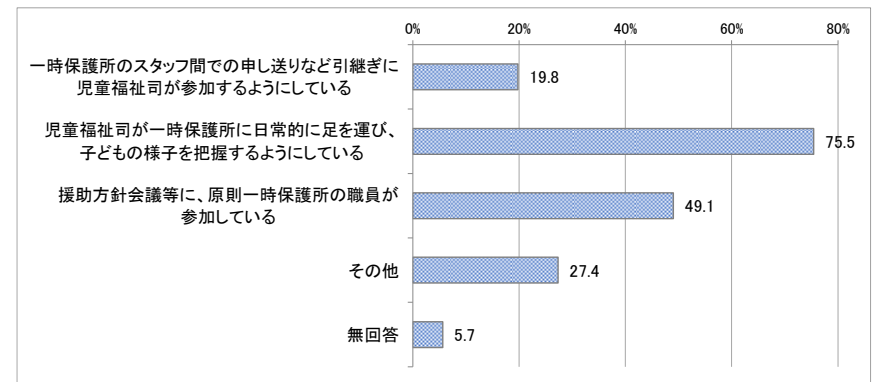
児童相談所と一時保護所の関わり

- 令和2年度に実施している調査研究事業における児童相談所へのアンケート調査結果によれば、
- ・ 一時保護所で作成している子どもの記録等をオンラインで見ることができるかについて、「児童相談所の職員はだれでも閲覧できる(特別な許可はもらわない)」が50.0%と最も高く、次いで、役職者(係長・課長等)(12.3%)や児童福祉司・児童福祉司SV(11.3%)が閲覧できるとする回答が多い一方、「特にない」も26.4%あった

↓一時保護所の子どもの情報のオンラインでの共有の有無 [n = 106]



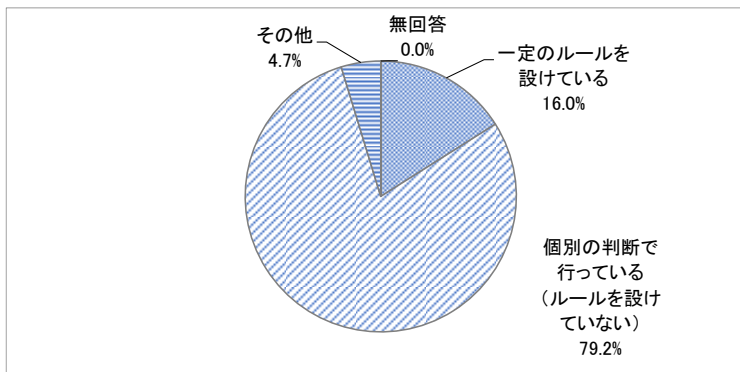
↓児童相談所と一時保護所間で子どもの情報共有で工夫していること [n = 106]



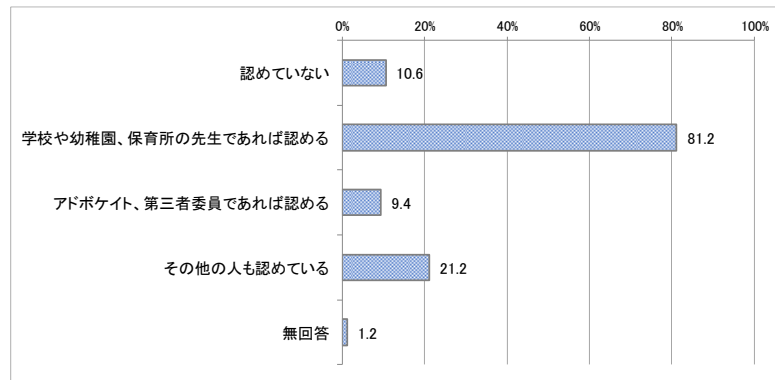
一時保護期間中の面会通信について

- 令和2年度に実施している調査研究事業における児童相談所や一時保護所へのアンケート調査結果によれば、
 - ・ 一時保護期間中の一時保護中の子どもの面接に関するルールについて、「一定のルールを設けている」が16.0%、「個別の判断で行っている(ルールを設けていない)」が79.2%。一定のルールは、面会の時間を日中に設定する、面会の対象者を親権者、学校の先生、里親などに絞る、面会の時間はおおむね1時間とする、原則児童相談所で職員が立ち会うなど
 - ・ 一時保護期間中の保護者との電話・手紙・面会等のやりとりについて、「必要であれば認める」が74.1%、「ほとんど認めていない」が5.9%。外部の人との電話・手紙・面会等のやりとりについて、「学校や幼稚園、保育所の先生であれば認める」が81.2%と最も高く、次いで「その他の人も認めている」が21.2%
 - ・ 一時保護期間中、通信機器の利用を認めているかきいたところ、「認めていない」が88.2%

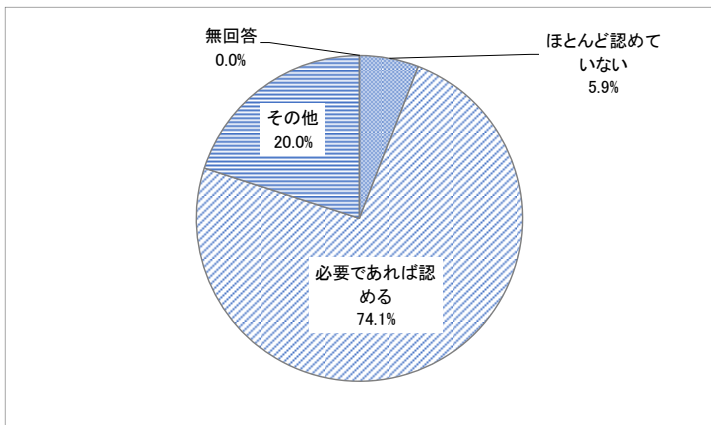
↓一時保護期間中の一時保護中の子どもの面接に関するルールの有無 [n = 106]



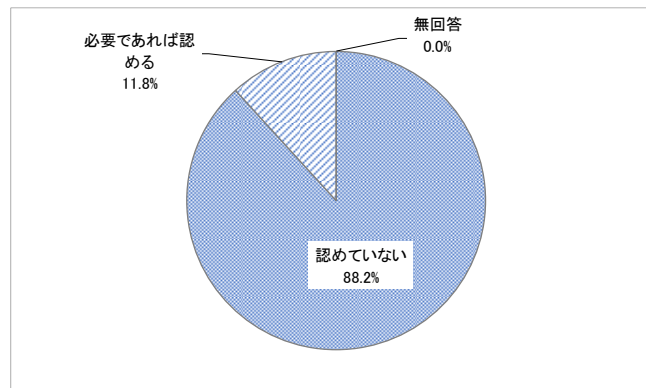
↓一時保護期間中、外部の人との電話・手紙・面会等のやりとりについて [n = 85]



↓一時保護期間中、保護者との電話・手紙・面会等のやりとりについて [n = 85]



↓一時保護期間中、通信機器の利用について [n = 85]

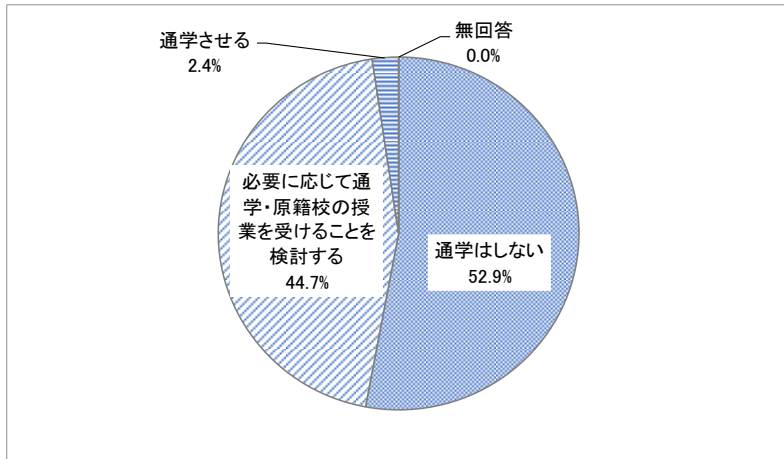


※令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「一時保護所の実態と在り方及び一時保護等の手続の在り方に関する調査研究」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)の暫定的な速報値を基に作成

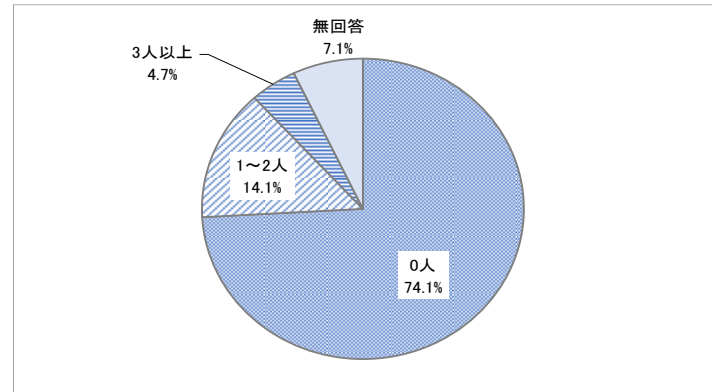
一時保護所で保護された子どもの学習について

- 令和2年度に実施している調査研究事業における一時保護所へのアンケート調査結果によれば、
 - ・ 通学についての考え方をきいたところ、「通学はしない」が52.9%と最も高く、次いで「必要に応じて通学・原籍校の授業を受けることを検討する」が44.7%となっている
 - ・ 通学・原籍校の授業を受けられた子ども(令和2年9月中)についてきいたところ、「0人」が74.1%と最も高く、次いで「1～2人」が14.1%となっている。
 - ・ 通学方法については「職員が送迎」が64.3%と最も高い。

↓ 通学についての考え方 [n = 85]



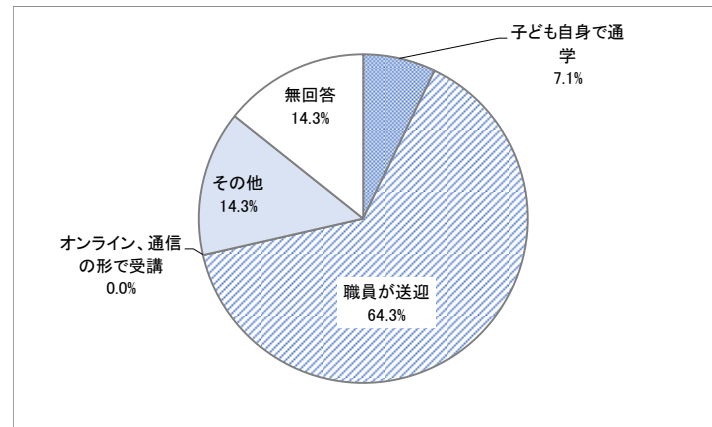
↓ 通学・原籍校の授業を受けられた子ども (令和2年9月中) [n = 85]



通学しない理由

- ・ 管内が広く物理的に送迎が困難のため
- ・ 送迎対応する職員が確保できないため
- ・ 保護者が子どもを奪還するおそれがあるため
- ・ 安全が確保できないため
- ・ 無断外出の恐れがあるため
- ・ 原籍校への通学手段として通学できる児童もいれば遠方の児童は困難など公平性が担保できないため
- ・ 建物の構造上、通学できる児童とできない児童を分離できないため
- ・ アセスメントに支障が出るため
- ・ 短期間であり、学校が出席日数について配慮してくれるため。
- ・ 通学できる子どもは一時保護委託しているため など

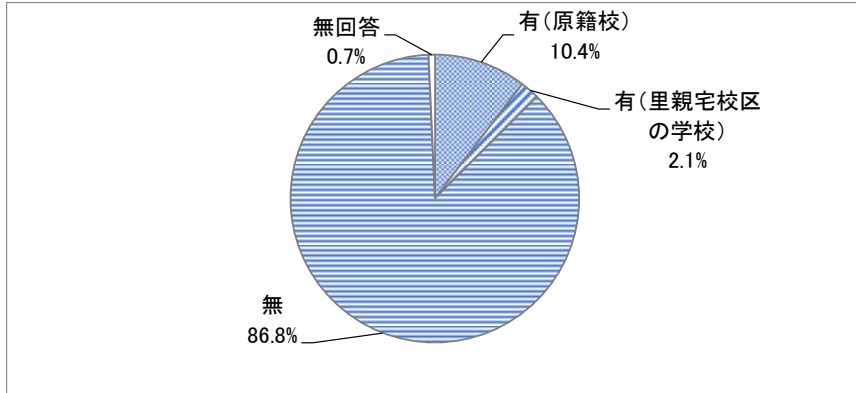
↓ 通学方法 [n = 85]



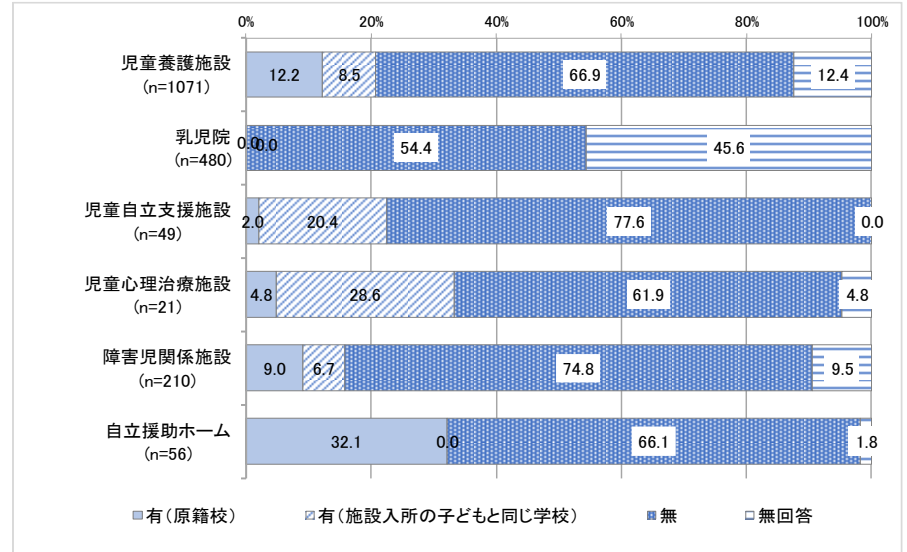
一時保護委託された子どもの通学について

○ 令和2年度に実施している調査研究事業における里親、ファミリーホーム(FH)、児童福祉施設へのアンケート調査結果によれば、
 ・ 一時保護委託の場合であっても、委託先において過半数の児童は通学ができておらず、特に里親・FHの場合はその割合が9割近い

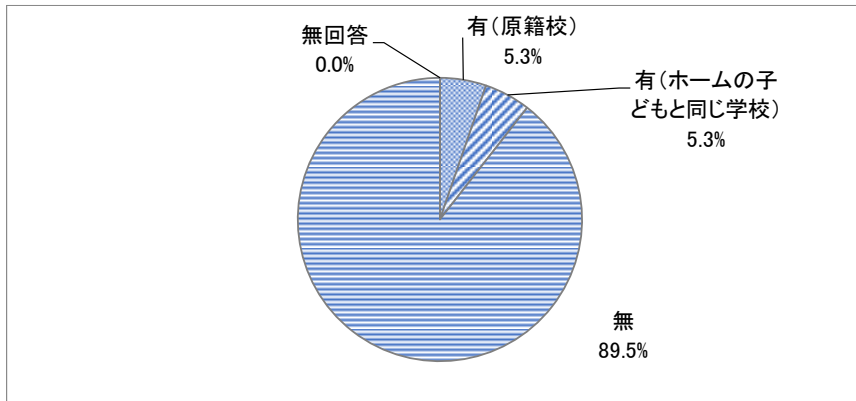
↓ 里親に委託された児童の通学の有無 [n = 280]



↓ 児童福祉施設への委託の場合の通学の有無 [n = 1914]



↓ FHに委託された児童の通学の有無 [n = 280]



※令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「一時保護所の実態と在り方及び一時保護等の手続の在り方に関する調査研究」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)の暫定的な速報値を基に作成

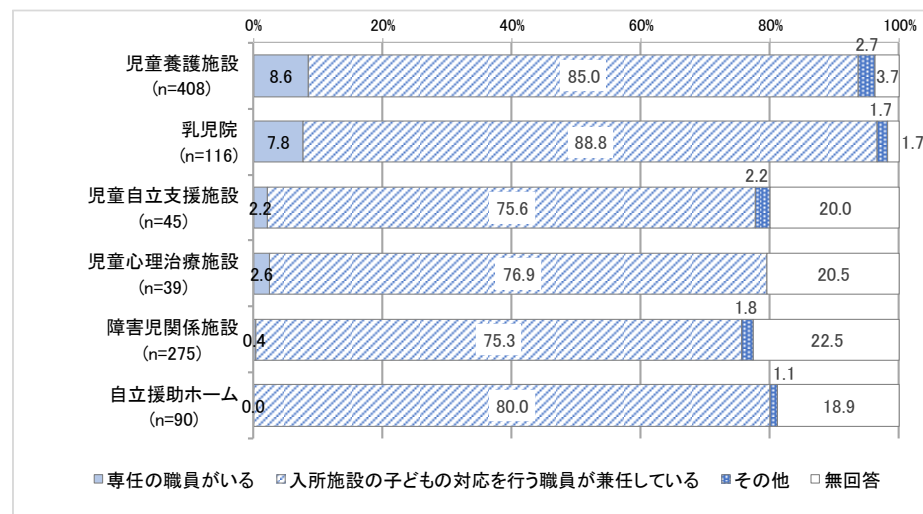
一時保護所に対応する人員について

- 令和2年度に実施している調査研究事業における一時保護所、児童福祉施設へのアンケート調査結果によれば、
- ・ 一時保護所の日中夜間の職員体制は、日中の職員は、平均で約8人、夜間の職員は平均で約3人であり、昼夜の職員体制にさが大きい
 - ・ 児童福祉施設(一時保護専用施設を除く。)における委託一時保護の子どもの対応を行う専任の職員については、どの施設種別でも「入所施設の子どもの対応を行う職員が兼任している」が75～90%と大半を占めている

↓日中夜間の職員体制 [n = 85]

		平均	標準偏差	最大値	最小値
日中	合計	7.99	5.33	32.00	2.00
	児童指導員・保育士	5.75	3.85	23.00	1.00
	看護師	0.35	0.55	2.00	0.00
	その他	2.04	2.15	10.00	0.00
夜間	合計	2.56	2.03	9.00	0.00
	児童指導員・保育士	0.03	0.16	1.00	0.00
	看護師	0.99	1.09	4.00	0.00
	その他	3.49	1.82	9.00	1.00

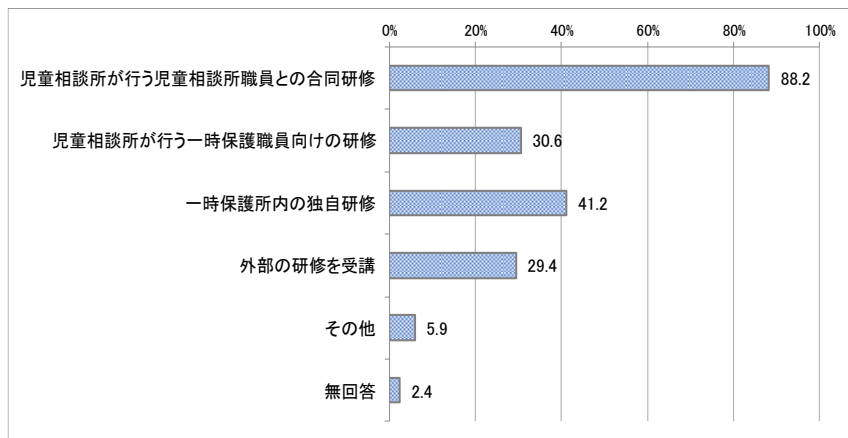
↓委託一時保護の子どもの対応を行う専任の職員の有無 [n = 989]



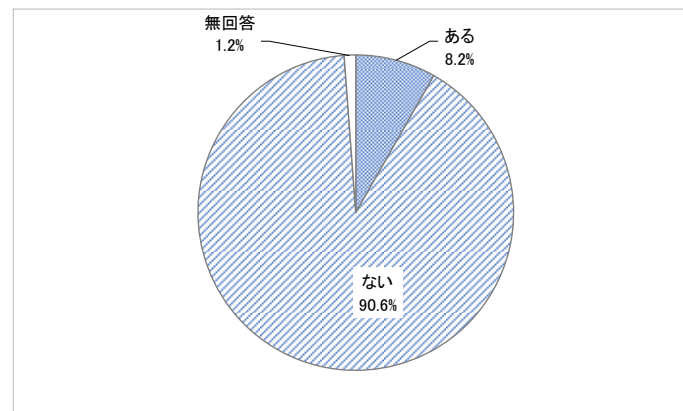
一時保護所職員専門性について

- 令和2年度に実施している調査研究事業における一時保護所へのアンケート調査結果によれば、
- ・ 異動者、新任者への研修についてきいたところ、「児童相談所が行う児童相談所職員との合同研修」が88.2%と最も高く、次いで「一時保護所内の独自研修」が41.2%となっている
 - ・ 専門性向上のための体系的なカリキュラムがあるかきいたところ、「ない」が90.6%、「ある」が8.2%となっている
 - ・ 外部スーパーバイザーの活用についてきいたところ、「活用していない」が88.2%と殆ど活用されていない

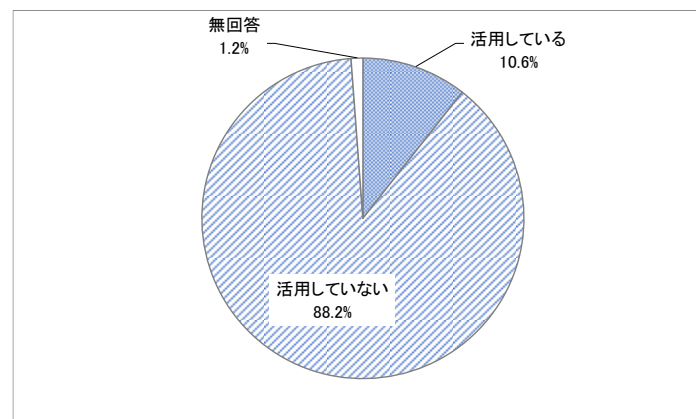
↓ 異動者、新任者への研修 [n = 85]



↓ 専門性向上のための体系的なカリキュラムの有無 [n = 85]



↓ 外部のスーパーバイザー（児童相談所の職員は除く）の活用について [n = 85]

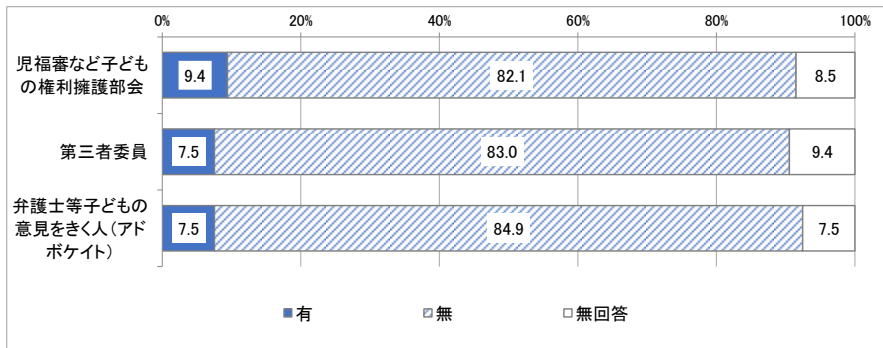


※令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「一時保護所の実態と在り方及び一時保護等の手続の在り方に関する調査研究」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)の暫定的な速報値を基に作成

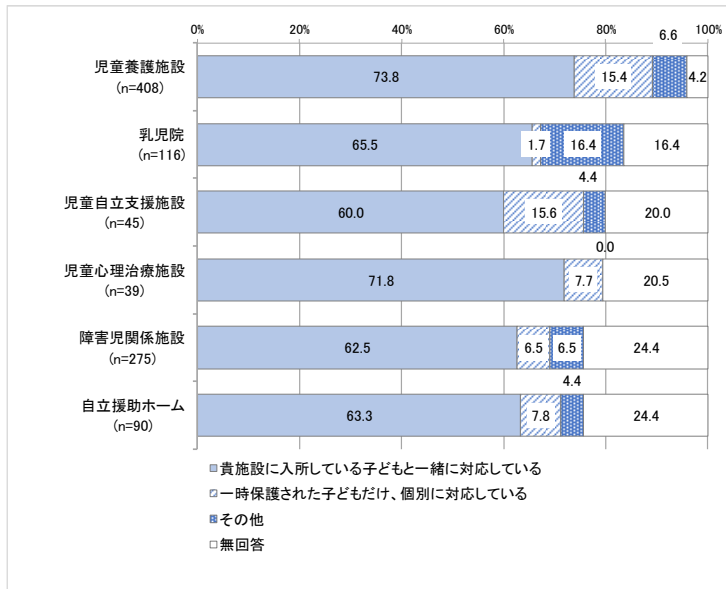
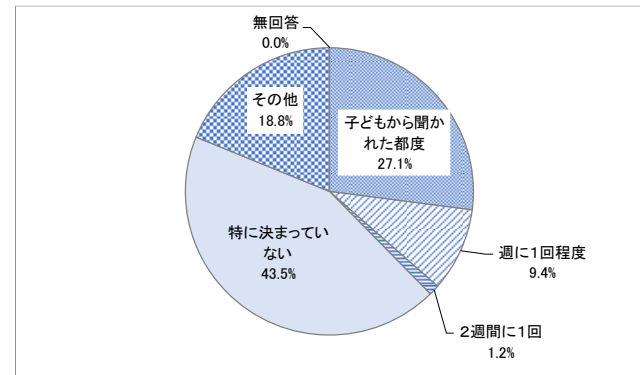
一時保護中の子どもの権利擁護について

- 令和2年度に実施している調査研究事業における児童相談所、一時保護所、児童福祉施設へのアンケート調査結果によれば、
 - ・ 一時保護されている子どもの権利擁護に関する取り組みについては、児福審など子どもの権利擁護部会が有るのは9.4%、第三者委員が有るのは7.5%、弁護士等子どもの意見をきく人(アドボケイト)があるのは7.5%
 - ・ 所内一時保護期間中に、現在の状況や今後の見通しについて話をする目安はあるかをきいたところ、「特に決まっていない」が43.5%と最も高く、次いで「子どもから聞かれた都度」が27.1%となっている
 - ・ 一時保護委託中の権利擁護の取組について、どの施設種別でも「施設に入所している子どもと一緒に対応している」が最も高い

↓ 一時保護されている子どもの権利擁護に関する取組 [n = 106]



↓ 所内一時保護期間中に、現在の状況や今後の見通しについて話をする目安はあるか [n = 85]



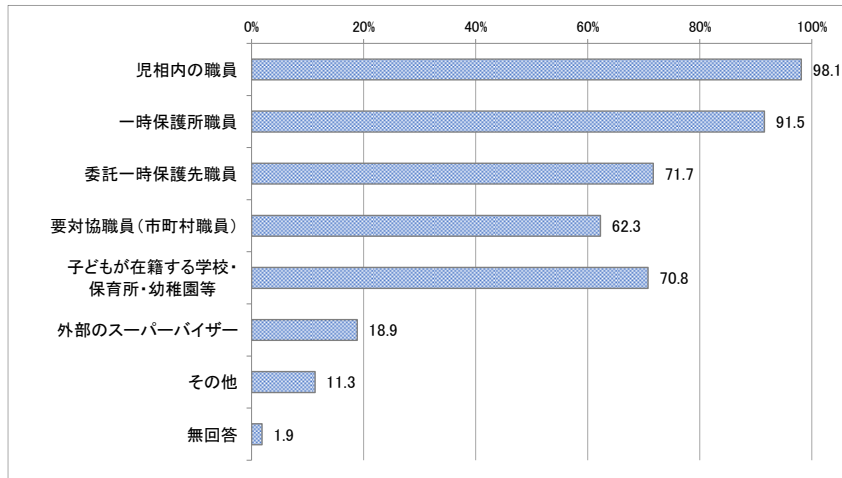
← 一時保護委託中の権利擁護の取り組みの状況 [n = 989]

※令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「一時保護所の実態と在り方及び一時保護等の手続の在り方に関する調査研究」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)の暫定的な速報値を基に作成

児童相談所における一時保護解除のプロセスについて

- 令和2年度に実施している調査研究事業における児童相談所へのアンケート調査結果によれば、
- ・ 解除及び解除後の行き先の判断を行う際に意見をきく人については、「児相内の職員」(98.1%)、「一時保護所職員」(91.5%)多い。
 - ・ 解除及び解除後の行き先の判断を行う際に使用している判断基準・ツールについて「無」が46.2%であった。なお、有とする場合には、特に虐待の場合、「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」を使用しているところが多い。

↓解除及び解除後の行き先の判断を行う際に意見をきく人
(複数回答) [n = 106]



↓解除及び解除後の行き先の判断を行う際に使用している判断基準・ツールの有無 [n = 106]

